

NEWSWAVE

～ 新しい時代を切り拓く実践経営情報紙 ～

発行

(株)本宮会計センター

〒969-1169

福島県本宮市本宮字小原田 2 0 0 - 2

TEL 0243-33-5535 FAX 0243-33-4467

今年1月からジュニアNISA 制度開始 三世代に継承する金融リテラシー

19 歳以下の未成年者を対象にした「ジュニア NISA」（小額投資非課税制度）が今年 1 月から始まり、4 月から投資が可能となる。年間 80 万円までの株式投資などに対して、配当益や売却益を無税にする制度だ。投資した年から最長 5 年間、非課税で運用できる。

証券会社各社はちょうど 1 年前からこのスタートに合わせ準備してきた。成人向けの NISA から未成年者対象のジュニア NISA の誕生とあって、金融資産の流れが「祖父母から孫へ」「親から子どもへ」と加速する期待に満ちている。というのも、おカネの貯蓄傾向が高齢者偏重と指摘されてきただけに、家庭内での金融商品の知識向上一助にもなり、親から子への金融リテラシーの「継承」は意味深い、と歓迎する。

金融リテラシー研究所のガイドによると、口座は 1 月から使える「マイナンバーカード」を使うので NISA のような住民票は不要となる。

ジュニア NISA の大きな特徴はいくつかあるが特に「18 歳までの払出し制限」に注目だ。災害時などのやむを得ない場合を除いて、口座名義人が 18 歳になる前に投資資金の払い出しを行う（つまり、18 歳までに現金引き出すこと）と、それまでの利益が課税対象となり、利益から約 20% が税金として差し引かれる仕組み。また口座開設後の会社変更もできないし、口座内での金融商品の乗換えも不可など要注意。

12 月末までの消費税転嫁対策取締り 指導 2398 件、勧告・公表 31 件実施

経済産業省はこのほど、消費税転嫁対策特別措置法が施行された 2013 年 10 月 1 日から 2015 年 12 月末までの主な転嫁対策の取組状況をとりまとめ公表した。

それによると、監視・取締り対応の取組みでは、買手側（特定事業者）の転嫁拒否行為に対しては、転嫁対策調査官（転嫁 G メン）による監視・取締りを行っており、2015 年 12 月末までの累計で、調査着手 7556 件、立入検査 3317 件を行い、指導を 2398 件（うち大規模小売事業者 104 件）、措置請求を 5 件、勧告・公表を 31 件（同 7 件）実施した。

2015 年 12 月末までの勧告・指導件数 2429 件を業種別にみると、「製造業」が 660 件で最も多く、「建設業」が 260 件（うち勧告 2 件）、「情報通信業」が 259 件（同 2 件）で続く。

また行為類型別では、計 2482 件（1 社での重複あり）のうち、「買ったとき」が 2075 件（同 31 件）と全体の 8 割強（83.6%）を占めて圧倒的に多く、次いで「本体価格での交渉の拒否」が 252 件、「減額」が 84 件（同 3 件）、「役務利用・利益提供の要請」が 71 件となっている。

勧告事例をみると、戸建住宅の建設・販売業等を行う(株)アーネストワンは、戸建住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払ったとして、2015 年 12 月 22 日に勧告されている。

弊社では「MCS NEWS WAVE のメール配信」を促進しております！！
メールアドレスをご記入のうえ、0243-33-4467 までご返信ください

メールアドレス

@

FAX の印字状況により、文字が読み取りにくい時は確認の為、当社よりご連絡をする場合がございます。

ご不要の場合または、該当者がお出でにならない場合は、FAX を返信頂ければ次週より配信を停止致します。